

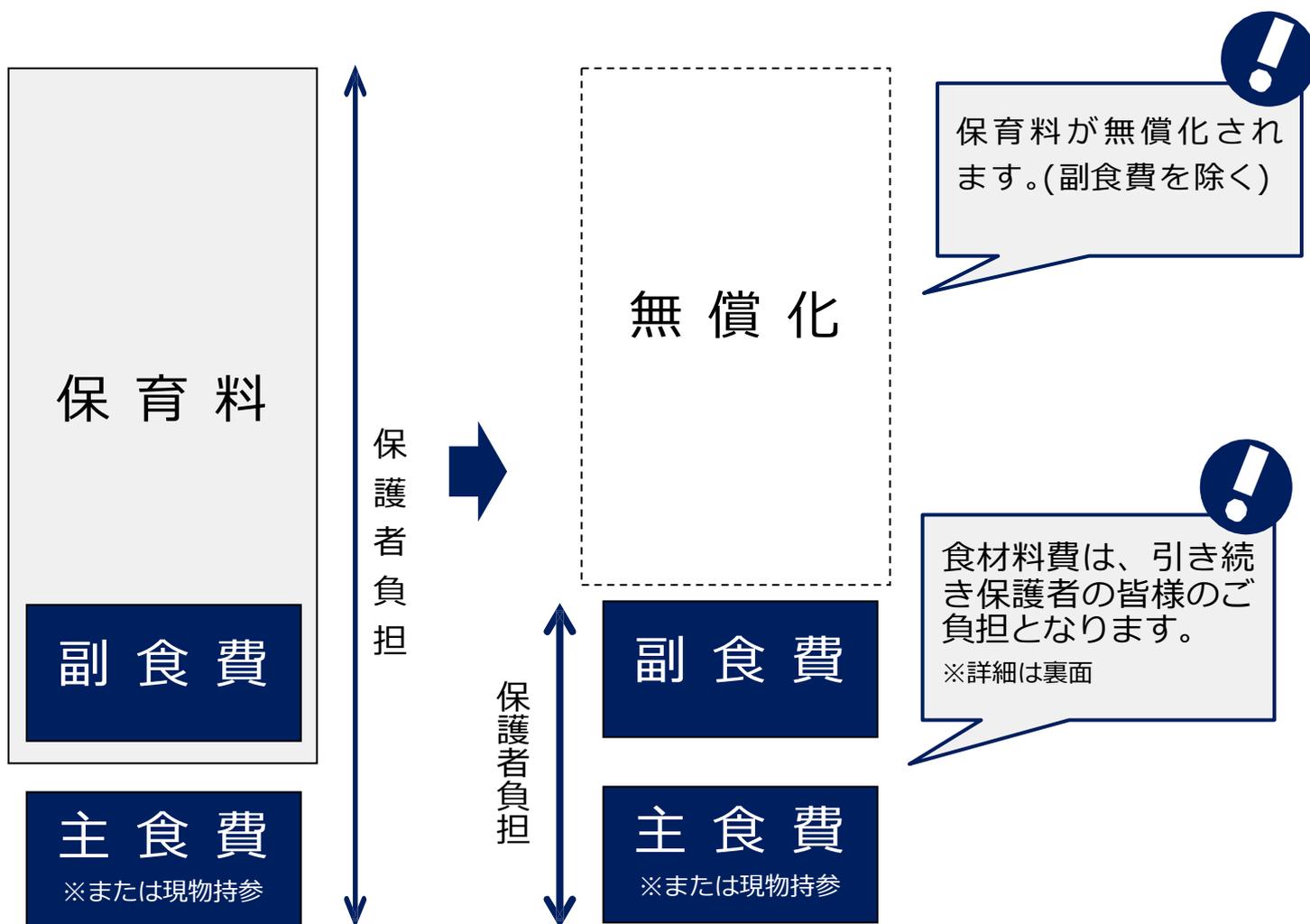
3～5歳児の保護者の皆様へ

## 令和元年10月から、保育料が無償化されます

令和元年10月より、3～5歳児のお子様については**保育料が無償化**されるため、認定こども園にお支払いただく必要がなくなります。

**保育所の給食の材料に係る費用（食材料費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、認定こども園を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります**。 ※詳細は裏面をご覧ください。

令和元年10月から



※一部の世帯（市町村民税得割額 77,100 円以下の世帯）については**副食費**が免除になりますので、対象者には別途ご連絡いたします。

▶令和元年9月までの3～5歳児の食材料費

主食（お米など）分：直接認定こども園にお支払い、または現物持参

副食（おかず）分：（保育料の一部として）認定こども園にお支払い



▶令和元年10月からの3～5歳児の食材料費

令和元年10月に幼児教育・保育は無償化されますが、食材料費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則となります。今後は、**主食分（現物持参は除く）に副食分の食材料費をまとめて認定こども園にお支払いいただくこととなります**ので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

